

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成20年7月31日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都御幸ビル改築計画

京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地

2 意見の概要

- (1) 駐輪場案内板の場所を見やすい位置に変更するなどして、利用者を適切に誘導できるようにすること
- (2) 避難経路として使えるスペースを確保すること

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成20年12月26日（金）から平成21年1月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに平成20年12月29日から平成21年1月3日までを除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）